

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則
岐阜県立千草寮運営規則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)
(同)

一

告示

平成三十年第五回岐阜県議会定例会の招集
統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示

(財政課)
(出納管理課)

二
三

号外(一) 平成三十年十一月二十六日

規則

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県女性相談センター運営規則の一部を改正する規則

岐阜県女性相談センター運営規則(昭和三十二年岐阜県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に、「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「含む。」の下に「その他の支援を必要とする女子」を加え、同条第三項中「前項の場合において」を「要保護女子等」に改める。
第三条第一項中「二週間」を「一週間」に改め、同項ただし書中「この」を「この」に改め、同条第二項中「収容人員」を「保護人員」に、「十人」を「十五人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立千草寮運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

年十二月四日に平成三十年第五回岐阜県議会定例会を岐阜県議会議事堂に招集する。

平成三十年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百七十三号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

別表ぎふ県庁支店県民ふれあい会館出張所の項中「中央子ども相談センター」を削り、同表則武支店の項中「身体障害者更生相談所」の下に「中央子ども相談センター」を加える。

平成三十年十一月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社